



2019年5月15日

各 位

会社名 株式会社 七十七銀行
代表者名 取締役頭取 小林 英文
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問合せ先 執行役員総合企画部長 小林 淳
(TEL 022-267-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2019年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月27日開催予定の第135回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

監査等委員会による経営監視機能を強化し、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築するため、現行定款第19条第2項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、5名から6名に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当銀行に取締役(監査等委員である取締役を除く)14名以内を置く。 2. 当銀行に監査等委員である取締役 <u>5</u>名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当銀行に取締役(監査等委員である取締役を除く)14名以内を置く。 2. 当銀行に監査等委員である取締役 <u>6</u>名以内を置く。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日

定款変更の効力発生日 2019年6月27日

以 上